# 特定非営利活動法人日本顎咬合学会認定医制度規則

## 第1章総則

- 第1条 本制度は、必要にして十分な能力をもつ学会医を認定することにより、口腔医療の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の福祉と健康に貢献することを目的とする.
- 第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動 法人日本顎咬合学会(以下「学会」という)は 日本顎咬合学会認定医制度(以下「認定医制度」 という)を設け、実施に必要な事業を行う.

#### 第2章 認定資格

- 第3条 認定医制度において、次の2種の資格をもうける
  - 1. 咬み合わせ認定医
  - 2. 咬み合わせ指導医

## 第3章 咬み合わせ認定医の申請

- 第4条 咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の 各号のすべてを満たすことが必要である.
  - (1) 日本国の歯科医師免許を取得後満4年以上,かつ顎咬合学およびこれに関連する 領域の歯科臨床に満4年以上従事してい ること.
  - (2) 当学会に継続して満3年以上の会員歴があること.
  - (3) 当学会の咬み合わせ認定医検定試験に合格した者. ただし, 認定医制度施行細則 (以下「細則」という) に定める要件を満たして書類申請した者も同様とする.
  - 2. 日本国以外の歯科医師免許を有する会員の申請については、その都度認定審議会で審議する.
  - 3. 第1項の咬み合わせ認定医申請の手続は細則に定める.

### 第4章 咬み合わせ指導医の申請

- 第5条 咬み合わせ指導医の資格を申請する者は,次の (1),(2),(4) (第1類型),または(3),(4) (第2類型), もしくは(4),(5) (第3類型) を満たし,それぞれ細則の定める要件を満たすことが必要である.
  - (1) 学会の咬み合わせ認定医の資格を有すること.
  - (2) 咬み合わせ指導医の資格申請時において, 学会に継続して満10年以上の会員歴があること.
  - (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯

- 科臨床に満10年以上従事し、深い知識 と経験を有する者であること.
- (4) 上記(1)ないし(2), (3)の各号と同等以上の 経歴があり、または認定医の育成、学会 の運営、活動に貢献したと認められた者 であること.
- (5) 書類申請により咬み合わせ認定医の資格 を有し、学会に継続して満8年以上の会 員歴、および臨床歴8年以上の者.
- 2. 上記の咬み合わせ指導医申請の手続は細則に定める.
- 3. 前2項にかかわらず、認定審議会が申請資格を 有すると認めた者は咬み合わせ指導医を申請す ることができる.

# 第5章 咬み合わせ認定医および指導医の 承認および登録

- 第6条 咬み合わせ認定医および指導医の申請があった 場合、認定審議会の審議を経なければならない.
  - 2. 前項の審議を経て常任理事会において咬み合わせ認定医または指導医として承認された者は、原則一カ月以内に別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えて登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる.

#### 第6章 認定資格の更新

- 第7条 咬み合わせ認定医および指導医の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望する者は、5年毎に資格の更新手続を行わなければならない。
- 第8条 咬み合わせ認定医および指導医の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

# 第7章 資格の喪失

- 第9条 咬み合わせ認定医および指導医は、次の各号の いずれかに該当するときは、認定審議会の審議 を経てその資格を失う.
  - (1) 学会会員の資格を喪失したとき.
  - (2) 歯科医師免許を喪失したとき.
  - (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき.
  - (4) 更新単位に未達を生じたとき.
  - (5) 資格更新の手続を行わなかったとき.

- (6) 認定審議会が、資格を不適当と認めたとき.
- 第10条 咬み合わせ認定医または指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその資格を申請できるものとする.
- 第11条 第7条に定める期間は、病気療養や海外留学等やむを得ない事情が発生した場合、認定期間内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには認定期間を延長することができる.

#### 第8章 認定研修機関

- 第12条 認定研修機関は顎咬合学に関連する課題について、教育、研究および研修が行われ、認定審議会の審議を経て常任理事会において承認された次の機関とする.
  - (1) 認定研修施設
  - (2) 認定研究会
- 第13条 学会は、次の各号のすべてを満たす施設を、認定研修施設として認定することができる.
  - (1) 咬み合わせ指導医が1名以上常勤していること.
  - (2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の研究や研修に必要な施設,図書および人員を有していること.
- 第14条 学会は、認定研修機関を補佐する団体として、 次の各号のすべてを満たす研究会を、認定研究 会として認定することができる.
  - (1) 咬み合わせ指導医および咬み合わせ認定 医が会員として各1名以上在籍している
  - (2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の教育,研究および研修が,定期的かつ継続的に行われ,それに必要な設備および人員を有していること.
- 第15条 認定研修機関の資格を得ようとするものは、別 に定める申請書類に認定申請料を添えて提出し なければならない.
- 第16条 常任理事会において認定研修機関として承認された認定研修施設および認定研修会は、別に定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる.
- 第17条 認定研修機関の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新

を行わなければならない.

- 第18条 認定研修機関は、次の各号のうちいずれかに該 当するときは、認定審議会の審議を経てその資 格を失う.
  - (1) 認定研修機関が資格の辞退を申し出たと
  - (2) 第12条または13条に定める認定の必要条件を欠いたとき.
  - (3) 資格更新の手続を行わなかったとき.
  - (4) 認定審議会が、認定研修機関として不適当と認めたとき.
- 第19条 認定研修機関の資格を喪失した場合であっても、 喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経 て常任理事会が承認したときには、再びその資 格を申請できるものとする.

#### 第9章 認定審議会

- 第20条 認定医制度を実施し運営するため、認定審議会 を設置する.
  - 2. 認定審議会は次の事項につき審議,決定,実行する.
    - (1) 認定医制度に関する規則・細則について 検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う.
    - (2) 咬み合わせ認定医, 咬み合わせ指導医および認定研修機関の資格の適否を審議
    - (3) 認定医教育研修の基本方針を決定する.
    - (4) その他必要な事項を審議する.
- 第21条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から、常任理事会で選出する.
  - 2. 認定審議会委員の任期は4ヵ年とする. ただし, 再任を妨げない.
  - 3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認 定審議会委員長および副委員長を置く.

#### 第10章 認定審議運営委員会

- 第22条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する.
  - 2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する.
    - (1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する.

- (2) 認定教育研修を実施する.
- (3) 認定審議会へ付議または報告を行う.
- 第23条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する.
  - 2. 認定審議運営委員会委員長は、咬み合わせ認定 医、認定歯科技工士、認定歯科衛生士、咬み合 わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士 として認定された者の中から認定審議運営委員 を選出する.
  - 3. 認定審議運営委員の任期は2カ年とする. ただし、再任を妨げない.

### 第11章 補 則

- 第24条 認定審議会より付議され常任理事会で承認され た事項に異議のある者は、認定審議会に異議の 申し立てをすることができる.
- 第25条 本規則の施行に関して必要な細則および規定は 別にこれを定める.
- 第26条 本規則の改廃については認定審議会の審議を経 て、理事会の承認を必要とする.
- 第27条 本規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法をもって会員に通知する.
- 第28条 本規則上の常任理事会の承認は理事会の承認を もって代えることができる.
- 附 則 この規則はこの法人成立の日から施行する.
- 附 則 本規則は一部改正し、平成25年11月1日より施 行する.
- 附 則 本規則は一部改正し、平成28年6月10日より施 行する.
- 附 則 本規則は一部改正し、令和元年6月21日より施 行する.

# 特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定医制度施行細則

#### 第1章総則

第1条 本施行細則(以下「細則」という)は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下「学会」という)の認定医制度規則(以下「規則」という)に基づき、認定医制度の運営および実施に関する細目を定めるものである.

# 第2章 認定資格申請の手続

- 第2条 規則第4条1項(3)ただし書きに従って書類申請により咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、規則第4条1項(1)および(2)に規定する要件に加えて、次の(1)から(5)をすべて満たさなければならない.
  - (1) 学術集会への出席
    - a 学術大会 2回以上
    - b 支部学術大会 2回以上
  - (2) 顎咬合学に関連する学術発表
    - a 機関誌に著者として掲載1編以上
    - b 学会の年次大会に発表1回以上
  - (3) 顎咬合学に基づく咬合の保全・改善ない し再構成,総説,補綴その他に関連する 症例で,術後3年以上経過したものが3 症例以上あること.
  - (4) 支部長および咬み合わせ指導医の2名の推薦があること.
  - (5) 面接試験に合格していること.
- 第3条 規則第5条1項に規定された咬み合わせ指導医 の資格申請には、同項第1類型の場合は次の(1) から(7)のすべて、または同項第2類型の場合、 もしくは同項第3類型の場合は次の(1)、(2)、(4)、 (5)、(7)を満たさなければならない。
  - (1) 学術集会への出席
    - a 学会の年次大会 3回以上
    - b 支部の学術大会 2回以上
  - (2) 顎咬合学に基づく学術発表
    - a 機関誌に筆頭著者として1編以上掲載,および本学会が認める学術刊行物(商業誌等も含む)に1編以上掲載されていること.
      - ただし、細則第2条にて咬み合わせ 認定医として資格を有する者はこれ を免除.
    - b 学会の年次大会に発表者として1回 以上
    - c 業績目録(様式6号)

- d 咬み合わせ認定医の育成,学会の運営,活動に貢献したと認められた者であること.
- (3) 臨床歴10年以上,ただし,施行細則第2 条にて書類申請により咬み合わせ認定医 の資格を得た者は臨床歴8年以上.
- (4) 支部長, 咬み合わせ指導医の2名の推薦 があること.
- (5) 咬み合わせ認定医として登録されている
- (6) 咬み合わせ認定医として1回以上は更新していること.
- (7) 面接試験に合格していること.
- 第4条 規則第4条1項(3)ただし書きに基づき同項(1), および(2)ならびに細則第2条を満たし、咬み合 わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に 定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会 に提出する.
  - (1) 認定申請書(様式1号)
  - (2) 履歴書(様式2号)
  - (3) 歯科医師免許証の写し
  - (4) 学会会員歷証明書(様式3号)
  - (5) 申請症例書(様式5号)
  - (6) 業績目録(様式6号)
  - (7) 支部長、咬み合わせ指導医の2名の推薦があること.
- 第5条 検定試験に合格し、咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に登録申請料を添えて、認定審議会に提出する.
  - (1) 登録申請書(様式1号)
  - (2) 履歴書(様式2号)
  - (3) 学会会員歷証明書(様式3号)
  - (4) 歯科医師免許証の写し
  - (5) 認定審議会が指定したフォーマットに 則ったケースレポート,または業績目録 (様式6号)を提出
  - (6) 支部長, 咬み合わせ指導医の2名の推薦 があること.
- 第6条 規則第5条, および細則第3条を満たし, 咬み合わせ指導医の資格を申請する者は, 次の各号に定める書類に認定申請料を添えて, 認定審議会に提出する.
  - (1) 認定申請書(様式1号)
  - (2) 履歴書(様式2号)
  - (3) 学会会員歷証明書(様式3号)

- (4) 業績目録(様式6号)
- (5) 支部長, 咬み合わせ指導医の2名の推薦 があること.

# 第3章 認定資格更新の手続

- 第7条 規則第7条および第8条に規定された認定資格 の更新にあたっては、以下の更新単位を取得し なければならない。
  - 1. 咬み合わせ認定医 60単位 咬み合わせ認定医については認定期間の5年以 内に次の(1)~(4)項目で所定の単位以上を取得し, 且つ(5)を満たすこと,または(6)の条件を満たす ものとする.
    - (1) 学会の学術集会への出席 ただし、更新前の5年間に学会の年次大 会に1回以上、且つ支部大会に1回以上 出席していることとする。 学会の年次大会 20単位 海外の学術大会 30単位 支部学術大会 10単位
    - (2) 咬み合わせ認定医教育研修会への出席 10単位
    - (3) 学術大会発表(支部大会を含む) 2時間以内の筆頭発表者 30単位 第2,第3発表者 10単位 2時間以上の筆頭発表者 40単位 第2,第3発表者 20単位
    - (4) 機関誌への掲載

筆頭著者 30単位 第2,第3著者 10単位 学会の認める学術集会および学術刊行物 に掲載

筆頭著者20単位第2,第3著者5単位

- (5) 認定教育講演に、5年間に1回以上出席していること。
- (6) その他認定審議会にて承認されたもの
- 2. 咬み合わせ指導医 100単位

咬み合わせ指導医については、認定期間の 5 年以内に次の(1)~(8)項目で(1), (5), (7)を含んで所定の単位以上を取得取得し、且つ(9)を満たすこと、または(10)の条件を満たすものとする.

(1) 学会の学術大会への出席 ただし、更新前の5年間に学会の年次大 会に1回以上、日つ支部学術大会に1回 以上出席していることとする. また, 指 導医研修会に1回以上出席していること とする.

学会の年次大会 20単位 指導医研修会 20単位 海外の学術大会 30単位 支部学術大会 10単位

- (2) 咬み合わせ認定医教育研修会への出席 10単位
- (3) 咬み合わせ認定医教育研修会での講演 30単位
- (4) 学術大会発表(支部大会を含む)2時間以内の筆頭発表者 30単位第2,第3発表者 10単位2時間以上の筆頭発表者 40単位第2,第3発表者 20単位
- (5) 機関誌への掲載(更新1回目は必須)
  筆頭著者 30単位
  第2,第3著者 10単位
  学会の認める学術集会および学術刊行物に掲載
  筆頭著者 20単位

章 與者者 20单位 第2,第3著者 5単位

- (6) 学術大会,支部学術シンポジウム演者 30単位
- (7) 学術大会,支部大会座長(5年間に1回 は必須) 10単位
- (8) 咬み合わせ認定医1名の育成, および学会への貢献 (業績目録)
- (9) 認定教育講演に、5年間に1回以上出席していること。
- (10) その他認定審議会にて承認された者
- 第8条 規則第7条および第8条により認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書(様式8号)、履歴書(様式2号)を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。咬み合わせ指導医で咬み合わせ認定医資格取得後15年を経過し、かつ満70歳以上の者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続が免除され、終身認定される。
- 第9条 規則第7条および第8条による認定更新の申請 は、認定期間の満了日の11ヵ月前から満了日ま でに行わなければならない.
- 第10条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において 本学会への貢献度が大と認められた者について

は咬み合わせ認定医・指導医の資格を更新する ことができる.

第11条 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。ただし、会費滞納などの理由により会員資格を失った場合には、咬み合わせ認定医の再度取得に際しては咬み合わせ認定医検定試験の再受験、または、書類審査による申請が認められる。

#### 第4章 認定研修機関

第12条 規則第12条ないし第19条に規定された認定研修 機関の詳細については現在検討中である.

## 第5章 認定審議会

- 第13条 規則第20条および第21条に規定された認定審議会の運用については、次の各号による.
  - (1) 認定審議会は、認定審議会委員の3分の2以上の出席をもって成立する.
  - (2) 認定審議会の議事は、出席した認定審議会委員のうち委員長を除く過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる.

# 第6章 諸 費 用

- 第14条 細則第4条ないし第6条,第8条に定める諸費 用は次の各号に定める.
  - (1) 書類審査による認定申請料 10,000円
  - (2) 検定試験料

15,000円

(3) 登録料

30,000円

(4) 更新手数料

20,000円

第15条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

# 第7章補則

- 第16条 この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会 計から分離した特別会計によって処理するもの とする.
- 第17条 この細則の改訂については、認定審議会の審議 を経て、常任理事会の承認を得なければならな い。
- 第18条 この細則上の常任理事会の承認は理事会の承認 をもって代えることができる.
- 附 則 この細則はこの法人成立の日から施行する.
- 附 則 本細則は一部改正し、平成25年11月1日より施

行する.

- 附 則 本細則は一部改正し、平成28年6月10日より施 行する.
- 附 則 本細則は一部改正し、平成31年4月17日より施 行する.